

商工会議所（商工会）各位

厚生労働省北海道労働局労働基準部長

（公 印 省 略）

食品工場及び業務用厨房施設における一酸化炭素中毒による  
労働災害防止対策の徹底について

日頃より労働災害防止対策の推進につきまして、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

先般、釧路市の水産加工場の屋内作業場で加工作業員 8 人が二つのガスの釜でカニをゆでる作業中、うち 7 人がめまい等の体調不良で病院に収容され、全員が一酸化炭素中毒で入院する重大労働災害が発生しました。詳細は現在調査中ではありますが、原因は防寒のため屋内作業場の窓と出入口を閉め切り、換気扇は覆い使用出来ない状態で長時間作業を行っていたことによる釜のガスの不完全燃焼によるものと推定されます。

道内においては、まだ寒い時期が続き屋内作業場等においては同様な労働災害の発生が懸念されることから、下記の一酸化炭素中毒による労働災害防止対策の徹底を図る必要があります。

つきましては、貴職傘下の会員事業者に対しまして当該労働災害防止対策の徹底を周知して頂きたい、特段の御配慮を賜りたくお願い申し上げます。

なお、周知用文書を添付いたしますのでご活用方をよろしく申し上げます。

記

1 ガス燃焼機器使用中の換気の徹底について

ガス燃焼機器使用中は、十分な換気能力を有する換気扇等の換気設備の稼働による換気の徹底を図ること。

2 一酸化炭素警報装置の設置等について

一酸化炭素警報装置（CO 警報センサー）を設置すること。警報装置が作動した場合は、状況に応じて、ガス燃焼機器の切断、換気又は適切な避難措置等を行うこと。

- 3 ガスの燃焼、換気状況についての定期点検及び補修について  
ガスの燃焼状況、換気設備の稼働状況、給排気口の異物等の有無等についての定期点検及び必要な補修を実施すること。
- 4 一酸化炭素中毒防止に係るマニュアルの整備と周知の徹底について  
ガス燃焼機器使用に当たっての換気設備の作動手順、ガスの燃焼状況及び換気設備についての定期点検、一酸化炭素警報装置（CO警報センサー）作動時の対応等を記載したマニュアルを作成・整備し、関係労働者への周知と遵守の徹底を図ること。
- 5 安全衛生教育の実施について  
関係労働者に対して、一酸化炭素中毒に係る健康障害及びその予防措置に関する安全衛生教育を実施すること。
- 6 責任者の指名及び職務の遂行について  
一酸化炭素中毒防止に係る責任者を指名し、ガス燃焼機器使用中の換気設備の稼働による換気の実施、ガスの燃焼状況及び換気設備についての定期点検の確認等上記に掲げる職務を行わせること。

担 当：厚生労働省北海道労働局労働基準部  
健康課 労働衛生専門官 尾崎浩幸  
連絡先：電話（011）709-2311(代)内線 3563

参考 北海道労働局ホームページの「一酸化炭素中毒防止対策」に次の文書を掲示いたします。

[http://hokkaido-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/anzen\\_eisei/roudou-eisei/isankatanso.html](http://hokkaido-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/roudou-eisei/isankatanso.html)

または「北海道労働局 一酸化炭素中毒防止対策」と入力し検索して下さい。

- ・商工会議所各位、商工会各位あての要請文書
- ・事業者各位あての要請文書